## 主 文本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中三〇日を原判決の本刑に算入する。

理本件控訴の趣意は、弁護人平田精甫が作成した控訴趣意書(但し、当審第一回公判期日における弁護人の釈明参照。)に、これに対する答弁は、検察官長谷川三千男が作成した答弁書に、それぞれ記載されているとおりであるから、これらを引用するが、控訴趣意の要旨は、被告人は、正犯である原判示のAがした原判示の大原判示の対した原判示の対した原判示の対した原判示の対したのも違反行為について原判示の対したのもでしたに過ぎないところ、右正犯のした行為は日本国内における行為であるにもでしたに過ぎないところ、右正犯のした行為は日本国内における行為であるにものによいから、被告人の右幇助行為を処罰できるものではないのに、この点を看過したうえ被告人に対し原判示の各別罰には、対決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある、というのである。

そこで検討するに、まず、刑罰法規の場所的適用範囲に関する総則規定である刑 法一条一項は、何人を問わ〈要旨〉ず日本国内で罪を犯した者には、我が国刑法の刑 罰法規が適用される旨規定するところ、そもそも、幇助犯は、</要旨>正犯の実行が あつて初めて犯罪として成立するものに過ぎないから、幇助犯の幇助行為そのもの が行われた場所が我が国内ではなくても、正犯の実行が日本国内で行われた場合に も、幇助犯が日本国内において罪を犯したことになるといわざるを得ない道理であり、他方、刑法八条によれば、刑法総則の規定は、特別の規定がない限り、他の法令において刑を定めている場合にも適用するものとされているから、右刑法一条一 項の規定は、大麻取締法と関税法とに対する各違反行為の幇助犯についても、 適用されるところである。しかるところ、原判示の罪となるべき事実によると、 告人は、原判示のAによる大麻の日本国内への輸入行為とその際の税関長の許可を 受けない右大麻の関税法上の輸入行為との際に、同人から右大麻の入手方の依頼を 受けたので、同人に大麻売渡人を紹介し、右売渡人から右Aへの大麻の売渡しの席 に同席したのであるが、この被告人の行為は確かに日本国外で行われたものに過ぎ ないものではあるが、右Aがこの被告人の幇助行為に基づき、原判示の正犯行為 すなわち大麻の日本国内への輸入とその際の税関長の許可を受けない右大麻の関税 法上の輸入とをしたのは日本国内であるから、被告人の原判示の幇助行為もまた日 本国内で行われたものに該当するといわざるを得ず、したがつて、右幇助行為に対 し、刑法八条、一条一項により、原判示の各刑罰法規を適用し得ることは明らかで ある。論旨は理由がない。

よつて、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、刑法二一条を適用して当審における未決勾留日数中三〇日を原判決の本刑に算入し、当審における訴訟費用は、 刑訴法一八一条一項但書により被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決

する。 (裁判長裁判官 山本卓 裁判官 油田弘佑 裁判官 向井千杉)